



イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
AC3 初等・中等教育からの「連続性のある学び」を展開するとともに、リカレント教育による「生涯にわたる学び」を提供します。	(4)データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。①	(5)【社会人のキャリアアップ支援】 第3期中期目標期間におけるリカレント教育の取組を基に、体系化した内容で構成するリカレント教育プログラムを構築し、新たなリテラシーの修得や既存知識のリバイズを通じて、今日の社会で求められる高付加価値を得た人材の養成に寄与する。そのため、企業等の個別ニーズにも応える多様な内容も含め、正課授業も体系的に組み合わせた教育プログラムを構築し、正課課程学生と学び合うアクティブラーニングを通して、キャリア向上に必要な先端的な専門知識や自律的に学び続ける方法の修得、広い視野の涵養を図る。①	①社会人へ提供が可能な授業科目数(第3期末に対して第4期末までに倍増)	1)「いばらき社会人リカレント教育懇談会」を開催し、県内の自治体、企業等からリカレント教育に関するニーズを抽出し、次年度への計画に反映させる。 2)社会人へ提供が可能な授業科目数を増加させ、体系的なリカレント教育構築に向けて、授業科目のカテゴリー分けに着手する。	教育改革推進委員会 地域連携推進委員会
AC4 研究マネジメントと研究環境の改善、教員の自由な発想に基づく研究と分野横断・融合的な研究により、総合大学として研究力の強化を図ります。	(5)真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭	(6)【研究環境の整備による研究力の底上げ】 第3期中期目標期間までに構築してきた全学的な研究支援体制を活用し、研究力の底上げを推進する。そのため、デジタル技術の活用等により教員の業務全般の効率化・簡素化を進めて研究時間を確保するとともに、バイアウト制度の活用やサバティカル制度の見直し等により、一定期間研究に集中できる環境を整備する。さらに、全学的な研究の司令塔として第3期中期目標期間に設置した研究・産学官連携機構の機能を強化し、多様な分野・教員に対する研究支援を行う。⑭	①教員一人当たり換算の研究業績数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)	・前年度に見直しを行った研究推進経費、教員研究費支援経費等の運用、柔軟な外部資金の運用体制の構築により研究力の底上げを推進する。併せて、当該経費の強化および研究時間確保に向けた取り組みを推進する。	研究・産学官連携推進委員会
	(8)大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑳	(11)【研究設備・機器の共用化】 全学的なマネジメントに基づいて保有資産を最大限活用する。特に研究設備・機器について、大学全体として、戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化(コアファシリティ化)を進めるとともに、分野融合・異分野融合の研究活動と産学官連携の好循環を実現する研究機器相互利用ネットワークの構築を進める。そのため、これまで分散管理されてきた本学が有する研究設備・機器について「ラボから組織へ」展開させるべく、共用の仕組みづくりを通じて、保守費・設備費・スペース利用の効率化、機器の遠隔利用などの推進を図る。㉑	①研究設備の共用システムの構築状況(研究設備の共用方針を令和4年度までに策定し、学内における共用システムを令和5年度までに構築し、学外への共有を可能とするシステムを令和7年度までに構築する。令和8年度以降はシステムの運用・改善を行う)	・前年度に策定した共用方針に基づき、共用化のための電子システムを導入する。併せて、運用ルール等を定めて学内における共用システムを構築する。	研究・産学官連携推進委員会

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
AC5 産業界や地域社会との連携を強化し、SDGs やカーボンニュートラルを目指す社会の課題解決に向けた研究や研究成果の社会還元を推進します。	(6)地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮	(7)【社会課題の解決に向けた実践的研究の推進】 本学の強みである気候変動適応科学や量子線科学に加え、生命科学、まちづくり、防災・減災等に関わる分野において、これまで蓄積した研究成果を活用して、持続可能な社会づくりに向けた組織的な研究を推進する。 そのため、文理の枠組みを超えた様々な分野の研究者と企業、行政機関等のステークホルダーが協働するプラットフォームを整備し、持続可能な社会づくりに資する研究を重点研究と位置付けて、社会課題の当事者である企業、行政機関、市民と共に取り組む。⑮	①全国(海外含む)の企業・行政機関等との持続可能な社会づくりに資する共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を10%増)	・前年度に構築した体制の下で、研究プロジェクトを推進する。併せて、研究推進に必要な環境(人的リソース、エフォート配分)を整備する。研究テーマに応じて、学外(企業、自治体)などの関連機関との連携を図る。	研究・産学官連携推進委員会
AC7 研究の知見と構成員の行動力を活かし、地域の住民と共に社会の持続的発展のための活動に取り組めます。	(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】 地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。 そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①	①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施) ②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況	・地域連携協定締結先である、自治体や企業等との連携を強化するために、地域課題・ニーズを把握し、学内に共有していく。 ・産業界や自治体行政等と連携した地域課題解決のためのプロジェクトなどを推進していく。 ・定期的に自治体や産業界のトップ層と大学が高等教育に関し、協議する機会を設ける。	教育改革推進委員会 地域連携推進委員会
		(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】 産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。 そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①	①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)	・自治体等との連携体制に基づき、地域ニーズをふまえた研究を推進する。Joint結プロジェクトについては、設定テーマや参画教員を増加させ、一層の発展を図る。	研究・産学官連携推進委員会

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
AC8 ICTも存分に活用しながら海外の多様な研究者や学生との交流拠点としての機能強化を図り、教育研究の国際化を進めます。	(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	<p>【再掲】(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】</p> <p>地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。</p> <p>そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①</p>	<p>①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施)</p> <p>②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況</p>	/	<p>教育改革推進委員会</p> <p>地域連携推進委員会</p>
		<p>【再掲】(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】</p> <p>産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。</p> <p>そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①</p>	<p>①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)</p>		<p>研究・産学官連携推進委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
<p>AC9 強固な経営基盤確立、社会の変化に対応した組織編成と戦略的な資源配分、デジタル技術の活用を通じて、持続可能な運営を行います。また、国内外の機関との機能的連携を強化し、それぞれが強みを活かしながら相互補完できる態勢を作ります</p>	<p>(1)人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業(農林水産業、製造業、サービス産業等)の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①</p>	<p>【再掲】(1)【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】          地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応じた教育を相互協力の下で進める。          そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村(特にキャンパスが設置されている自治体)、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。①</p>	<p>①定期的協議の実施回数(団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施)          ②協議における意見を踏まえた教育改革((i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善)の状況</p>	/	<p>教育改革推進委員会          地域連携推進委員会</p>
		<p>【再掲】(2)【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】          産業界や自治体行政が抱える地域課題(環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等)について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。          そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。①</p>	<p>①地元企業(事業所を含む)・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数(第3期平均に対して第4期平均を20%増)</p>		<p>研究・産学官連携推進委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
	<p>(7)内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②</p>	<p>(8)【内部統制機能の実質化と外部知見の活用】 内部統制機能を実質化させるとともに、外部の知見を法人経営に生かすことにより、強靱なガバナンス体制を構築する。 そのため、監事と学長、理事、副学長、学部長など執行部との定期的な協議及び監事監査における監事意見の着実な改善(予備調査・事前ヒアリングの実施、フォローアップ時における担当部局との協議の実施を含む。)を実施する。また、法人に設置されている学長アドバイザリーボードからの助言を法人経営の改善・充実・強化に活用する。②</p>	<p>①監事意見に対する改善状況(直ちに改善可能な意見と中長期的に改善を図る意見に区分してフォローアップ調査することで、監事意見について100%の対応を実施。フォローアップ調査については、年2回実施し、その対応状況を大学執行部へ周知することで監事意見への改善を促進する)</p> <p>②学長アドバイザリーボードの開催回数(年2回以上)</p>	<p>・前年度監事監査報告書にて記載された改善を要する監事意見について、各所掌部署に対して対応状況のフォローアップ調査を実施する。調査については、年2回(10月末頃、3月末頃)実施し、監事意見に対する着実な対応の促進と進捗の共有を図る。</p> <p>・アドバイザリーボード会議を年2回以上開催する。また、アドバイザリーボードからの助言を執行部で共有し、法人経営の改善・充実・強化への活用を図る。</p>	<p>理事(総務・財務) 【監査室】</p> <p>理事(総務・財務) 【総務部総務課】</p>
		<p>(9)【法人経営人材の計画的育成】 大学経営やマネジメント層の中核となる人材を充実させ、大学の組織マネジメントを強化する。 そのため、次代を担う法人経営人材を計画的に育成するための指針(キャリアパス、研修受講計画を含む。)を策定し、技術職員やURAを含む事務局等職員の高度化・専門性向上の取組を進め、高度専門職人材を育成する。②</p>	<p>①経営人材の育成を目的とする研修への係長・課長補佐相当職にある者の受講率(第4期末までに100%受講)</p> <p>②研修後のアンケートによる経営人材能力の向上度の状況(能力の向上度及び業務への有用度を確認するため、受講3か月経過後に所属上司へのアンケートを実施し、受講者に対する肯定的な評価を80%以上とする)</p>	<p>・アンケート結果を分析するとともに、経営人材の育成のための研修受講計画を必要に応じて改善する。</p>	<p>理事(総務・財務) 【総務部人事労務課】</p>
	<p>(8)大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②</p>	<p>(10)【施設の有効活用及び施設の戦略的整備・維持】 大学の戦略的な取組などに必要なスペースを確保し、施設の有効活用を図るとともに、老朽化した施設の性能維持や機能強化を図り、地域・社会に開かれたキャンパスを実現する。 そのため、施設の活用状況の把握・管理を行い、適切な配分となるようスペースを確保するとともに施設の総量の最適化を進める。さらに、施設整備計画に基づき、多様な財源を活用しながら、施設の長寿命化を図り、地域・社会に配慮した施設整備を実施する。②</p>	<p>①大学の戦略的な取組に必要なスペースの割合(第4期末までに部局管理面積に対する全学共通スペースの割合を8.4%(8,800㎡:令和3年度末実績)から10%(10,500㎡)とする)</p> <p>②多様な財源を活用した施設整備の実施率(第4期末までに建物短期計画を100%実施)</p>	<p>・方針に基づき、共通スペースを確保し有効活用を図る。 ・施設整備計画に基づき、補助金や多様な財源による施設整備を実施する。</p>	<p>全学財務・施設委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
	<p>(9) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。⑳</p>	<p>(12) 【安定的な財務基盤の確立に向けた経営資金の強化・多元化】          ステークホルダーとの相互関与・連携を通じて、寄附金等の多様な財源の受入及び保有資産の有効活用を強化するとともに、研究活動を推進するための競争的研究費や産業界からの資金等の活用を一層図ることで、安定的な財務基盤を確立する。          そのため、本学の収入増加策及び支出抑制策に加え、その実現のための体制整備を盛り込んだ中期的な財務計画である経営刷新計画(仮称)を着実に実行することで、寄附金や産業界からの資金等の受入れを推進し、経営資金の獲得体制を強化する。また、ステークホルダーとの連携を密にし、的確な情報発信による「茨城大学基金」の充実拡大を行う。㉑</p>	<p>① 教員一人当たり換算での経営資金(寄附金、雑収入)の充実(第3期末に対して第4期末までに20%増)</p>	<p>・令和4年度に定めた収入増加策の進捗状況を把握・評価のうえ着実に推進するとともに、新たな収入獲得策に向けた検討も併せて行う。          ・基金については、安定的な寄附財源の確保のために、引き続き、賛助会員制度を軸とした継続寄附の増加に取り組む。また、特定のステークホルダーを訴求対象とした取組の実施により、寄附収入の拡充拡大を図る。</p>	<p>全学財務・施設委員会 基金運営委員会</p>
		<p>(13) 【財務IRの活用による学内資源の戦略的配分】          大学のビジョンに基づき、教育研究活動の活性化や強み・特色を生かした分野の強化を推進する。          そのため、財務IRを強化し、教育、研究、管理運営コストの「見える化」を徹底する。また、財務情報と非財務情報を合わせた学内評価等による予算配分を強化するなど、学長主導の戦略的な予算編成を実施する。㉒</p>	<p>① 評価に基づく予算配分の充実(第4期末までに重点・戦略的経費に占める評価に基づく予算配分の割合を2.2%(令和3年度末実績)から10%とする)</p>	<p>・学長主導の戦略的な取組については、令和4年度に設定した評価方法により評価し、本学の強み・特色を生かした分野の更なる強化を図る。          評価に基づく予算配分の充実については、引き続き配分枠の拡充とともに教育研究活動の活性化への寄与を評価(アウトカム、費用対効果)し、より効果的な仕組みに改善する。</p>	<p>全学財務・施設委員会</p>
	<p>(11) AI・RPA(Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉓</p>	<p>(16) 【スマートユニバーシティ構想の実施】          教育研究活動を含めた大学運営業務のデジタル化を推進する。          そのため、茨城大学スマートユニバーシティ(i-スマートユニバーシティ)構想を策定し、これまで実施してきた情報環境整備とセキュリティに係る業務に加え、情報の管理と利活用を戦略的に進める組織を新たに設ける。その上で、策定する業務デジタル化プランに基づき、学生、教職員の活動に関するデータを集約して活用できる状態を構築し、業務における起案・承認から文書管理までのワークフローの簡素化と迅速化を行う。㉔</p>	<p>① 業務デジタル化プランの策定と達成状況(令和4年度に業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定する。令和5～6年度に、業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドライン及びシステムを整備し、各種業務データの集約に着手する。令和7年度から新システムの稼働を開始し、令和8年度からはデジタル化プランの検証を行う)</p>	<p>【体制整備】          ・情報戦略機構と大学戦略・IR室の関係強化          ・スマートユニバーシティ構想の推進機関(DX統括)として機能</p> <p>【業務デジタル化プラン】          ・業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドラインを整備          ・業務フローの情報収集と整理</p> <p>【データ基盤構築】          ・人に紐づくキーの検討          ・各種業務データの集約(標準データフォーマットによる)</p>	<p>情報委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
		<p>(17)【情報セキュリティ確保に向けた取組】  i-スマートユニバーシティの推進に当たっては、その活動を担保するための情報セキュリティの確保が重要であることを踏まえ、徹底した情報セキュリティ対策を実施する。  そのため、責任体制の明確化と認識共有、関連規程・人的セキュリティ・技術的セキュリティの点検を計画的に実施する。特に、情報セキュリティ対策の実効性を担保するために、情報セキュリティ対策の自己点検・評価の結果に応じて研修内容の見直しを行う。また、外部機関の知見も活用しながら、情報セキュリティ人材の底上げ・高度化を行い、トータルな知識・技術を持つ人材を育成するとともに、大学構成員個々の情報セキュリティに対する認識や情報リテラシーを高めるため、情報セキュリティ研修を毎年度実施する。㊸</p>	<p>①情報セキュリティループリックの達成状況(第4期末までに全9項目をレベル3)</p>	<p>【規程整備】  ・SSMP、ISP、情報関連規定およびガイドラインの点検・改訂・新規策定の枠組みを構築</p> <p>【人的セキュリティ】  ・情報倫理全般に関するe-ラーニングなどによる研修を実現  ・基本的な情報利用法の習得のためのコンテンツを整備  ・ISPの理解を小テストにより確認することを検討</p> <p>【技術的セキュリティ】  ・情報システム監査および当該システム担当部署の情報管理監査を実施  ・アカウント(茨大ID)の適正化、継続化の検討を継続  ・機器管理とデータ管理を分離し、担当部署の責任範囲を検討  ・ネットワークポロジを含めた設計などを継続的に検討</p>	<p>情報委員会</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
AC10 情報公開、多様なステークホルダーのエンゲージメント向上、大学ブランディングを一体的な目標として捉え、大学内外での戦略的・先駆的なコミュニケーションの強化に努め、地域・社会に信頼される大学運営を行います。	(10)外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを生かしたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。④	(15)【ステークホルダーとの戦略的コミュニケーション】 本学の研究・教育の重点的な取組内容や、「イバダイ・ビジョン2030」の実現につながるメッセージを効果的に発信して、本学に対する良好なイメージを戦略的に高めるとともに、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションの機会を積極的に創出し、大学への支援・協力につながるエンゲージメントの向上を図る。 そのため、ステークホルダーとの戦略的コミュニケーションの企画・運営を統合的に進める体制を構築する。また、継続的なブランド認知調査により、エビデンスをもとにしたコミュニケーション施策を進める。④	①広報コンテンツ化した取組数(年100件以上) ②ステークホルダー(学生・卒業生等)の参画による広報の活動数(年3件以上)	・ブランド認知調査の結果等を踏まえ、基礎広報媒体のリニューアルと参加型広報の企画を順次進める。 ・TFでの検討をベースに、広報・コミュニケーションに係る学内リソースの統合的運用を強化する。 ・ブランド認知調査を行い、広報・コミュニケーションの効果を検証する。	理事(学術・企画・評価) 【広報室】
AC11 教育・研究・管理運営の全般について恒常的な点検・評価及び改善(内部質保証)を行います。		(14)【内部質保証体制に基づく自己点検評価の実施とエビデンスベースの法人経営】 学内外の様々なデータを活用しつつ、学外者の意見を取り入れながら自己点検・評価を実施し、その結果を大学改革・法人経営に反映するとともに、学内外に積極的に発信する。 そのため、教育活動、研究活動、社会貢献活動、財務運営等の法人全体の活動状況について、第3期中期目標期間に構築した内部質保証体制に基づき、本学の強みであるIR機能を活用したエビデンスベースでの客観的な自己点検・評価及び外部性を担保するための多様な外部有識者による点検を行い、その結果を大学改革・法人経営に適切に反映させる。④	①内部質保証体制に基づく自己点検・評価(レビュー、モニタリング)の実施状況(レビューを年1回以上、モニタリングを日常的に実施する。また、レビューの結果について、年1回以上、外部有識者による検証を行い、大学改革・法人経営に対して内部質保証体制が効果的に機能していると認められること)	・内部質保証体制に基づいて自己点検・評価(レビュー、モニタリング)を実施し、自己点検・評価の結果を公表する。優れた取組や課題のある取組について、外部有識者の意見などを踏まえ、全学で情報共有し、法人経営の観点からの検討を行った上で、次年度以降の施策へ反映する。  ・令和4年度に検討したデータ戦略及びIR機能の強化方策に基づき、体制整備を行う。	内部質保証委員会

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
		<p>2 人事に関する計画  【人材育成や人事交流に関する基本的な方針】  ・教員の教育能力向上及び教育DXの推進のため、ファカルティ・ディベロップメントの充実を図る。  ・職員の能力向上を図るため、研修を充実させるとともに、他機関等との人事交流を推進する。  【年代構成を踏まえた持続可能な教育研究体制の構築及び人材の多様性の確保に向けた取組】  ・若手教員はテニュアトラックでの採用を原則とし、年齢構成のバランスや財務状況を考慮した全学的な人事ポイント制の運用を行うなど、全学人事基本方針に基づく採用及び昇進を行う。  ・教員組織における多様性の確保のため、外国人教員や女性教員の増加策(インセンティブ付与)について引き続き検討・実施する。  【年俸制・クロスアポイントメント制度等の効果的活用等について】  ・新年俸制に設定された「外部資金等獲得調整額」の効果により、大学全体の外部資金などの獲得額の増加を図るため、月給制及び旧年俸制からの新年俸制への切替者を増加させる。  ・国の機関や民間企業との連携・協力協定により、クロスアポイントメント制度を活用した連携講座の開設など、産学連携による教育・研究体制をさらに強固にし、教育研究活動の活性化、人材流動性の向上、優秀な研究者の確保等を推進する。</p>		<p>・「全学人事基本方針」に基づく教職員人事を円滑に運用・実施するとともに、点検・改善を行い、全学的な見地による戦略的な人事をさらに推進させる。</p>	<p>全学人事委員会</p>
		<p>3 コンプライアンスに関する計画  国立大学法人としての社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、全教職員が、法律、規則その他法令等に基づいて職務を遂行することを基本に、公平・公正に職務を遂行し、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとる。そのため、法令遵守(コンプライアンス)を徹底するための研修等を着実に実施する。  また、研究不正等により国民の信頼を失うことのないよう、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、学生、教職員の不正防止に対する意識の向上と浸透を図るため、コンプライアンス教育のカリキュラムへの組み込みや不正防止に向けた啓発活動の実施、各種研修の強化により、不正を事前に防止する体制や不正を発生させない組織風土の形成、組織の管理責任体制の点検・強化、監査機能の充実等を実施する。</p>		<p>・前年度までの積極的なコンプライアンス教育(研修、研究倫理教育、啓発活動等)の機会の提供を確実に実施しつつ、前年度のコンプライアンス教育のコンテンツの内容を点検し、更新が必要なものは随時見直し等を行い、不正を発生させない組織風土の形成に向けた継続的な意識醸成を図っていく。</p>	<p>コンプライアンス推進本部会議</p>

イバダイ・ビジョン	中期目標	中期計画	評価指標	令和5年度	担当委員会等
		<p>4 安全管理に関する計画</p> <p>【教職員の健康の保持増進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇取得の促進と長時間労働の抑制によりワーク・ライフ・バランスの充実を図る。</li> <li>・健康診断や人間ドックの結果に基づいて、産業医による就労上の指導・助言等を行うとともに、疾病を抱える教職員に対しては治療と仕事の両立を支援する。</li> <li>・ストレスチェック等を活用し、メンタル疾患に陥りがちな教職員を発症前に把握して予防措置を講じるとともに、休業から復帰する教職員に対してはリワークプログラムをはじめとした復職支援を行う。</li> </ul> <p>【事故発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内巡視を行い、不安全・不衛生箇所を是正し、安全衛生の維持・向上を図る。</li> <li>・化学物質、高圧ガス、RI・X線を取り扱う教職員・学生に対し、安全管理への意識向上のための研修や必要な指導・助言等を行うとともに、化学物質等の管理徹底を図る。</li> </ul>		<p>【教職員の健康の保持増進】</p> <p>前年度の取組を検証し、必要に応じて、健康診断・人間ドックの受診率向上に取り組むとともに、ストレスチェックや両立支援・復職支援の見直しを行う。</p> <p>【事故発生防止】</p> <p>前年度の取組を検証し、必要に応じて、巡視指摘事項の改善率向上のための取組、講習会の内容の見直し、化学物質等の管理を徹底するための方策を講じる。</p>	安全衛生委員会
		<p>7 マイナンバーカードの普及促進に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に向けては、学内ポータルシステム等を活用し、マイナンバーカードの取得へ向けた周知を行う。</li> <li>・教職員に向けたマイナンバーカードの利便性、安全性及び申請方法について、メールやグループウェア等を活用し定期的に周知する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員について国からの通知を基に、マイナンバーカードの利便性、安全性及び申請方法についての周知を行う。</li> <li>・学生について国からの通知を基に、マイナンバーカードの取得に向けた周知を行う。</li> </ul>	<p>人事労務課</p> <p>学生支援課</p>